

(参考) 各施設既認可保安規定 (品質保証) 対応表

再処理施設 (30次改正: 2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46次改正: 2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22次改正: 2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22次改正: 2019.2.1)
<p>第1節の2 品質保証体制</p> <p>(品質保証計画) 第4条の3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程 (以下「JEAC4111-2009」という。)に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規定は、再処理施設 (第1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟及びそれに係る施設は除く。)の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第1節の2に定める品質保証体制に基づき実施させる。 2 各職位は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第4条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、安全文化の醸成のための活動を第1節の2に定める品質保証体制に基づき実施させる。 2 各職位は、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p> <p>(品質保証計画) 第4条の3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程 (以下「JEAC4111-2009」という。)に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。</p>	<p>第3章 品質保証</p> <p>(品質保証体制の構築、維持及び改善) 第11条 社長は、JEAC4111-2009に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。 2 社長は、前項に基づき関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた品質保証計画書として「全社品質保証計画書」を作成し、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に運用させるとともに、当該業務を行う社員に保安活動を実施させる。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、従業員及び臨時雇員 (以下「社員」という。)は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、関係法令及びこの規定を遵守しなければならない。 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するに当たり、関係法令及びこの規定の遵守が適切に行われるようにするための活動を第11条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第3条の2 社長は、加工施設における保安活動を実施するに当たり、安全を最優先にするため、安全文化醸成のための活動を第11条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第20条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。 なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。</p>	<p>第1章の2 品質保証計画 第1節 総則</p> <p>(目的) 第3条の2 品質保証計画は、埋設施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、埋設施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。)を規定するものである。</p> <p>(適用範囲) 第3条の3 品質保証計画は、埋設施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。</p> <p>(定義) 第3条の4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」 (以下「JEAC4111」という。)に従うものとする。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第3条の4の2 社長は、保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第3条の4の3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第2節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。</p> <p>第2節 品質マネジメントシステム (一般要求事項) 第3条の5 第5条に定める各職位 (以下「各職位」という。)は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」 (以下「埋設規則」という。)第13条の3、4、5、6、7、8及び9に定める要求事項に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>	<p>第1章の2 品質保証計画 第1節 総則</p> <p>(目的) 第3条の2 品質保証計画は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、廃棄物管理施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。)を規定するものである。</p> <p>(適用範囲) 第3条の3 品質保証計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。</p> <p>(定義) 第3条の4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」 (以下「JEAC4111」という。)に従うものとする。</p> <p>■ 以下は第1章に移動 (関係法令及び保安規定の遵守) 第3条の4の2 社長は、保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第3条の4の3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第2節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。</p> <p>第2節 品質マネジメントシステム (一般要求事項) 第3条の5 第5条に定める各職位 (以下「各職位」という。)は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」 (以下「管理規則」という。)第26条の3、4、5、6、7、8及び9に定める要求事項並びに「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第 22 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。</p> <p>(2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。</p> <p>(3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。</p> <p>(4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。</p> <p>第 10 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、保安のための重要度に応じて品質保証の要求事項を適用する程度について、次の各号に定める事項を考慮した「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」を定め、文書化する。</p> <p>(1) プロセス及び再処理施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び再処理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 運転開始後の再処理施設の保守及び取替えの難易度</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第 9 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ所管する業務に関し、「全社品質保証計画書」に基づき、この規定に基づき定める保安に関する文書を管理する方法について、次の事項を含む「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「再処理事業部 文書管理要領」を定め、文書化する。</p>	<p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第 22 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。</p> <p>(2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。</p> <p>(3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。</p> <p>(4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。</p> <p>2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「全社品質保証計画書」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、それを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。</p> <p>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 加工施設の保守及び取替えの難易度</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第 21 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。</p> <p>また、記録の管理に関する文書として、「監査室 記録管理要領」、「安全・品質本部 記録管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。</p>	<p>1 の 2 各職位は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。</p> <p>(2) これらのプロセスの運用及び管理のいずれかが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>(3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>(4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。</p> <p>(5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>(6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>(7) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>1 の 3 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき定める。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。</p> <p>なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。</p> <p>(1) プロセス及び埋設施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び埋設施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 操業開始後の埋設施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</p> <p>1 の 4 各職位は、これらのプロセスを、品質マネジメントシステムの要求事項に従って運営管理する。</p> <p>1 の 5 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、第 3 条の 8 の 4 に定める調達のプロセスの中で定める。</p> <p>(文書化に関する要求事項)</p> <p>第 3 条の 5 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、記録は適正に作成する。</p> <p>(1) 保安に関する品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」</p> <p>(3) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である 別表 1 の 3 に定める規定</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実</p>	<p>1 の 2 各職位は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。</p> <p>(2) これらのプロセスの運用及び管理のいずれかが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>(3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>(4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。</p> <p>(5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>(6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>(7) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>1 の 3 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。</p> <p>なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。</p> <p>(1) プロセス及び廃棄物管理施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び廃棄物管理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 操業開始後の廃棄物管理施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</p> <p>1 の 4 各職位は、これらのプロセスを、品質マネジメントシステムの要求事項に従って運営管理する。</p> <p>1 の 5 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方法及び程度は、第 3 条の 8 の 4 に定める調達のプロセスの中で定める。</p> <p>(文書化に関する要求事項)</p> <p>第 3 条の 5 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、記録は適正に作成する。</p> <p>(1) 保安に関する品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」</p> <p>(3) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である別表 1 の 3 に定める規定</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>第 4 条の 3 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、JEAC4111-2009 に定める管理責任者として、全社品質保証計画書の効果的な運用のために必要な事項を、それぞれ「監査室全社品質保証計画書運用要則」、「安全・品質本部全社品質保証計画書運用要則」及び「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」に定める。</p> <p>第 9 条第 1 項に記載あり (1) 文書の体裁（保安規定上の位置付けの明確化に関することを含む。）及び文書の適切性の審査・承認</p> <p>(2) 文書の識別及び有効な版の識別</p> <p>第 9 条第 2 項 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ所管する業務に関し、「全社品質保証計画書」に基づき、この規定に定める記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄について「監査室 記録管理要領」、「安全・品質本部 記録管理要領」及び「再処理事業部 文書管理要領」を定め、文書化する。</p>	<p>第 11 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、管理責任者として、「全社品質保証計画書」の効果的な運用のために必要な事項を「監査室 全社品質保証計画書運用要則」、「安全・品質本部 全社品質保証計画書運用要則」及び「濃縮事業部全社品質保証計画書運用要則」に定める。</p> <p>2 文書管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 文書の作成、内容の適切性（保安規定上の位置付けに関することを含む）の審査・承認に関すること (2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること (3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書の管理に関すること</p> <p>3 記録の管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 記録の作成及び維持に関すること (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄管理に関すること</p> <p>(5) 旧版の文書管理に関すること</p> <p>4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、第 112 条に基づく保安活動に関する記録を維持させる。</p>	<p>施するために、組織が必要と決定した別表 1 の 3 に定める文書 (5) 別表 20 に定める記録</p> <p>2 社長は、次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。） (2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報 (4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を第 3 項の 2 に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にし、管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、第 4 項、第 4 項の 2 及び第 4 項の 3 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>3 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>(1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 (2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>(3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 (4) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 (5) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 (6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 4 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 4 の 3 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。</p>	<p>実施するために、組織が必要と決定した別表 1 の 3 に定める文書 (5) 別表 20 に定める記録</p> <p>2 社長は、次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。） (2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報 (4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を、第 3 項の 2 に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、第 4 項、第 4 項の 2 及び第 4 項の 3 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>3 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>(1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 (2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>(3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 (4) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 (5) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 (6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 4 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 4 の 3 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。</p>

再処理施設 (30次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22次改正：2019.2.1)
<p>【全社品質保証計画書】に記載</p> <p>(品質方針の設定) 第6条 社長は、次の事項に配慮して、法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化する。</p> <p>(1) 日本原燃株式会社の経営方針及び理念に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。</p> <p>(4) 品質目標の設定及び社長による評価における枠組みを与える。</p> <p>(5) 社内全体に伝達され、理解されるようにする。</p> <p>(6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。</p> <p>(品質目標の設定) 第7条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</p> <p>2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。</p> <p>3 事業部長は、事業部長が統括する業務に関し、前条の品質</p>	<p>【全社品質保証計画書】に記載</p> <p>(品質方針) 第14条 社長は、法令・規則要求事項の遵守及び原子力安全の重要性について、加工の事業に関する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知するとともに、次の各号に定める事項を配慮した保安に関する品質方針（以下「品質方針」という。）を策定する</p> <p>(1) 日本原燃株式会社の経営方針や理念に対して適切なものとする。</p> <p>(2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(3) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む。</p> <p>(4) 管理責任者に品質方針に基づき品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップする。</p> <p>(5) 社内全体に品質方針が伝達され、理解されるようにする。</p> <p>(6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。</p> <p>(品質目標) 第15条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について前条に定める品質方針に基づき、次の各号に定める事項に留意した関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安に関する品質目標（以下「品質目標」という。）を毎年度策定する。</p> <p>(1) 品質方針に示される枠組みに基づき、品質目標を策定し、文書化する。</p> <p>(2) 品質目標が品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認する。</p> <p>2 監査室長は管理責任者として、前項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち監査室長が所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</p> <p>3 安全・品質本部長は管理責任者として、第1項の品質目標を</p>	<p>第3節 経営者の責任 (経営者のコミットメント) 第3条の6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>(2) 品質方針を設定する。</p> <p>(3) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>(6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>(原子力安全の重視) 第3条の6の2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・埋設施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。</p> <p>(品質方針) 第3条の6の3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>(7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。</p> <p>(4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>(5) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>(6) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(計画) 第3条の6の4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・埋設施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>1の2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p>	<p>第3節 経営者の責任 (経営者のコミットメント) 第3条の6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>(2) 品質方針を設定する。</p> <p>(3) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>(6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>(原子力安全の重視) 第3条の6の2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。</p> <p>(品質方針) 第3条の6の3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 組織の目的に対して適切である。</p> <p>(7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。</p> <p>(4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>(5) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>(6) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(計画) 第3条の6の4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>1の2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。</p> <p>(責任及び権限) 第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。</p> <p>1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的に改善させるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、原子力安全についての認識を高めさせる。</p>	<p>加工施設の保安に関する業務のうち安全・品質本部長が所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。 4 事業部長は管理責任者として、第 1 項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち事業部長の所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</p> <p>(責任及び権限) 第 13 条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第 4 条に、またその責任及び権限を第 5 条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。</p> <p>1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>(内部コミュニケーション) 第 12 条 社長は、品質・保安会議、濃縮安全委員会及び安全・品質改革委員会における品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び報告により、内部コミュニケーションが適切に行われることを確認する。 なお、濃縮安全委員会における審議及び報告については、品質・保安会議及びマネジメントレビューにより確認する。</p>	<p>2 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標に加えて第 3 条の 5 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>(責任・権限及びコミュニケーション) 第 3 条の 6 の 5 社長は、責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>2 社長は、監査室長を第 5 条第 2 項第 2 号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同条同項第 3 号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同条同項第 4 号に定める業務に関する管理責任者に任命する。 2 の 2 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 (2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の業務・埋設施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>4 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p>	<p>2 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標に加えて第 3 条の 5 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>(責任・権限及びコミュニケーション) 第 3 条の 6 の 5 社長は、責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。</p> <p>2 社長は、監査室長を第 5 条第 2 項第 2 号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第 3 号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第 4 号に定める業務に関する管理責任者に任命する。</p> <p>2 の 2 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 (2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、技術本部長、再処理工場長、エンジニアリングセンター長、第 4 条に定める各部長、統括当直長及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>4 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>(社長による評価) 第 8 条 社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上評価を行う。この評価では、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を社長に報告する。</p> <p>(1) 監査の結果 (2) 保安検査、施設定期検査等の法律に基づく検査の状況及び法令に定める要求事項の変更 (3) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>(4) 予防処置及び是正処置の状況 (5) 前回までの社長による評価結果に基づく措置の状況 (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (7) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (8) 改善のための提案</p> <p>3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画及び実施に係る改善 (3) 資源の必要性</p> <p>(資源の提供) 第 16 条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。</p>	<p>(マネジメントレビュー) 第 17 条 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年 1 回以上実施する。 また、安全・品質本部長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。</p> <p>(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 前条のマネジメントレビューへのインプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項のとおりとする。</p> <p>(1) 監査の結果 (2) 法に基づく検査の状況</p> <p>(3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果</p> <p>(4) 予防処置及び是正処置の状況 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (7) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (8) 改善のための提案</p> <p>(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善 (3) 資源の必要性</p> <p>(資源の提供) 第 16 条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。</p>	<p>(マネジメントレビュー) 第 3 条の 6 の 6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 1 の 2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 1 の 3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</p> <p>2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>(1) 監査の結果 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (6) 関係法令及び保安規定の遵守状況</p> <p>(3) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果 (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 (4) 予防処置及び是正処置の状況 (7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (9) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (10) 改善のための提案</p> <p>3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善 (3) 資源の必要性</p> <p>第 4 節 資源の運用管理 (資源の提供) 第 3 条の 7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。</p>	<p>(マネジメントレビュー) 第 3 条の 6 の 6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 1 の 2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 1 の 3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</p> <p>2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>(1) 監査の結果 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (6) 関係法令及び保安規定の遵守状況</p> <p>(3) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果 (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 (4) 予防処置及び是正処置の状況 (7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (9) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (10) 改善のための提案</p> <p>3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善 (3) 資源の必要性</p> <p>第 4 節 資源の運用管理 (資源の提供) 第 3 条の 7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。</p>

再処理施設 (30 次改正 : 2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正 : 2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正 : 2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正 : 2019.2.1)
<p>(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 事業部長は、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章及び第 8 章に掲げる業務を計画し、実施するため、次の各号を含む業務の計画及び実施に係る事項を「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」において定める。</p> <p>(1) 業務の計画に当たっては、次の事項について適切に明確化する。また、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。</p> <p>① 業務に対する品質目標及び要求事項 ② 業務に特有なプロセス及び文書の確立の必要並びに資源の提供の必要性 ③ 業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準 ④ 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>(1) 保安活動に必要な要員を提供し、第 13 章に基づき管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に要員の力量を確保させる。</p> <p>(2) 第 30 条に基づく加工施設を提供し、管理責任者である事業部長に維持管理させる。 (3)加工施設の保安に必要な作業環境を明確にし、管理責任者である事業部長に運営管理させる。 ■第 22 条第 3 項に 7.1 と 7.2 を合わせた記載</p> <p>3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。</p> <p>4 前項の文書には、業務・加工施設に応じ該当する次の各号に定める事項を明確にすること。 なお、業務・加工施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、適用前に確認すること。</p> <p>(1) 業務・加工施設に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務・加工施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性 (3) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査・試験活動並びにこれらの合否判定基準</p>	<p>(人的資源) 第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。</p> <p>2 各職位は、次の事項を実施する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>(5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</p> <p>(インフラストラクチャー) 第 3 条の 7 の 3 各職位は、原子力安全の達成のために必要な別表 1 に定める設備等並びに第 1 章の 2 第 5 節に基づく業務の計画及び実施において必要とされる資材等を維持管理する。 (作業環境) 第 3 条の 7 の 4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域、埋設保安区域及び周辺監視区域を運営管理する。</p> <p>第 5 節 業務の計画及び実施 (業務の計画) 第 3 条の 8 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>1 の 2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。</p> <p>1 の 3 各職位は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>(1) 業務・埋設施設に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務・埋設施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 (3) その業務・埋設施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準 (4) 業務・埋設施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>1 の 4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。</p> <p>(業務・埋設施設に対する要求事項に関するプロセス) 第 3 条の 8 の 2 各職位は、次の事項を明確にする。 (2) 明示されていないが、業務・埋設施設に不可欠な要求事項</p> <p>(1) 業務・埋設施設に適用される法令・規制要求事項</p>	<p>(人的資源) 第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。</p> <p>2 各職位は、次の事項を実施する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>(5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</p> <p>(インフラストラクチャー) 第 3 条の 7 の 3 各職位は、原子力安全の達成のために必要な別表 1 に定める設備等並びに第 1 章の 2 第 5 節に基づく業務の計画及び実施において必要とされる資材等を維持管理する。</p> <p>(作業環境) 第 3 条の 7 の 4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域及び周辺監視区域を運営管理する。</p> <p>第 5 節 業務の計画及び実施 (業務の計画) 第 3 条の 8 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>1 の 2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。</p> <p>1 の 3 各職位は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>(1) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務・廃棄物管理施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 (3) その業務・廃棄物管理施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準 (4) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>1 の 4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。</p> <p>(業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス) 第 3 条の 8 の 2 各職位は、次の事項を明確にする。 (2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に不可欠な要求事項 (1) 業務・廃棄物管理施設に適用される法令・規制要求事項</p>

再処理施設 (30 次改正 : 2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正 : 2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正 : 2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正 : 2019.2.1)
<p>(2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。</p> <p>(再処理施設の設計) 第 11 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、再処理施設の改造における設計の管理について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 設計管理要領」を定め、文書化する。</p> <p>(1) 各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。</p> <p>(2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。</p> <p>(3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。</p> <p>(4) 使用前に妥当性を確認する。</p> <p>(5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。</p>	<p>5 事業部長は管理責任者として、各課長に業務を実施させるにあたり、必要に応じ次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ① 改造の各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。 ② 改造に係る要求事項を明確にする。 なお、レビューには当該改造に係る課長を含める。</p> <p>③改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。なお、検証は設計者以外の者が行う。 ④改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。</p> <p>⑤計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。 なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価を含める。</p>	<p>(3) その他必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>2 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。</p> <p>2 の 2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 業務・埋設施設に対する要求事項が定められている。 (2) 業務・埋設施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 (3) 定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>2 の 3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。 2 の 4 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>2 の 5 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p> <p>(設計・開発) 第 3 条の 8 の 3 各職位は、第 21 条に定める埋設施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。 1 の 2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 (1) 設計・開発の段階</p> <p>(2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>(3) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限 1 の 3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>1 の 4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>2 各職位は、埋設施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。 (1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項 (2) 適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計・開発から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p>	<p>(3) その他必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>2 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。</p> <p>2 の 2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。 (2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 (3) 定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>2 の 3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。 2 の 4 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>2 の 5 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p> <p>(設計・開発) 第 3 条の 8 の 3 各職位は、第 27 条に定める廃棄物管理施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。 1 の 2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 (1) 設計・開発の段階</p> <p>(2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 (3) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限 1 の 3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>1 の 4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。 (1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項 (2) 適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p>



再処理施設 (30 次改正 : 2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正 : 2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正 : 2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正 : 2019.2.1)
		<p>2 の 2 各職位は、埋設施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないものとする。</p> <p>3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>3 の 2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。 (1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 (2) 調達、業務の実施及び埋設施設の使用に対して適切な情報を提供する。 (3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 (4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な埋設施設の特性を明確にする。</p> <p>4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。 (1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 (2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>4 の 2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>5 の 2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>6 各職位は、結果として得られる埋設施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>6 の 2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、埋設施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>6 の 3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。 7 の 2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 7 の 3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該埋設施設を構成する要素及び関連する埋設施設に及ぼす影響の評価（当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。 7 の 4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>	<p>2 の 2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、かつ、相反することがないものとする。</p> <p>3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>3 の 2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。 (1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 (2) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。 (3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 (4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</p> <p>4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。 (1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 (2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>4 の 2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>5 の 2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>6 各職位は、結果として得られる廃棄物管理施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>6 の 2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、廃棄物管理施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>6 の 3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。 7 の 2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 7 の 3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。 7 の 4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>(調 達) 第 12 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、物品及び役務の調達について、次の各号の事項を含む「再処理事業部調達管理要領」を定め、文書化する。</p> <p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p> <p>(1) 調達製品の要求事項（物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に係る要求事項を含む。）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査する。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定める。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にする。</p> <p>(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (3) 業務を管理された状態で実施する。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含める。 ① 保安活動に必要な情報が利用できる。 ② 業務に必要な規定類が利用できる。 ③ 適切な設備を使用している。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 ⑤ 監視及び測定が実施されている。 ⑥ 業務のリリースが実施されている。</p>	<p>(調達管理) 第 23 条 事業部長は管理責任者として、次の各号に定める事項を含めた物品及び役務（以下「調達製品」という。）の調達に関する文書として、「濃縮事業部 調達先管理要領」を作成する。 2 事業部長は管理責任者として、各職位に前項に定める文書に基づき、調達管理を実施させる。</p> <p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。 また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。 (6) 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有すること。</p> <p>(1) 調達製品の要求事項（調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報の取得に係ることを含む）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査すること。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定めること。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にすること。</p> <p>(2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ① 保安活動に必要な情報が利用できる。 ② 業務に必要な文書が利用できる。 ③ 適切な設備を利用できる。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 ⑤ 規定された監視及び測定が実施されている。 ⑥ 次工程への引渡しが規定されたとおりに実施されている。</p>	<p>(調達) 第 3 条の 8 の 4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>1 の 2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>1 の 3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>1 の 4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。 1 の 5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</p> <p>2 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>(1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 (2) 要員の適格性確認に関する要求事項 (3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 (4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 (5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>2 の 2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 2 の 3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。 3 の 2 各職位は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。 (業務の実施)</p> <p>第 3 条の 8 の 5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。 (1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 (3) 適切な設備を使用している。 (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 (5) 監視及び測定が実施されている。 (6) 業務のリリースが実施されている。</p>	<p>(調 達) 第 3 条の 8 の 4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>1 の 2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>1 の 3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>1 の 4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。 1 の 5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</p> <p>2 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>(1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 (2) 要員の適格性確認に関する要求事項 (3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 (4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 (5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>2 の 2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 2 の 3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。 3 の 2 各職位は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。 (業務の実施)</p> <p>第 3 条の 8 の 5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。 (1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 (3) 適切な設備を使用している。 (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 (5) 監視及び測定が実施されている。 (6) 業務のリリースが実施されている。</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>(4) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定により検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合は、その業務のプロセスが計画どおりの結果を出せることについて妥当性確認を行う。</p> <p>(5) 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じ識別する。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持する。</p> <p>(6) 調達製品の検証後、要求事項に適合した状態を維持するため、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行う。</p> <p>(7) 業務に対する要求事項への適合性を実証するため、実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にする。</p> <p>(8) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合は、測定機器に関して次の事項を実施する。</p> <p>① 定められた間隔又は使用前に校正又は検証する。</p> <p>② 機器の調整及び必要に応じ再調整する。</p> <p>③ 校正状態の識別をする。</p> <p>④ 測定結果が無効となるような操作ができないようにする。</p> <p>⑤ 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務に対して適切な処置を行う。また、校正及び検証の結果の記録を維持する。</p>	<p>(3) 業務の妥当性の確認 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが検証できない場合は、適切な方法を検討し、その業務が計画どおりの結果を出せることの妥当性を確認すること。</p> <p>(4) 識別及びトレーサビリティ 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・加工施設を必要に応じ識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務・加工施設については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。</p> <p>(5) 組織外の所有物の管理 規制当局の所有物について、その取扱いに注意を払うとともに、必要に応じ識別し、記録を維持すること。</p> <p>(6) 調達製品の保存 第 23 条に基づき調達した取替品、貯蔵品について、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行い、適合した状態で保存すること。</p> <p>6 事業部長は管理責任者として、業務・加工施設に対する要求事項への適合性を実証するため、次の各号に定める事項を含めた監視機器及び測定機器に関する文書として、「加工施設 試験検査装置管理要領」を作成し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。</p> <p>(2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。</p> <p>① 定められた間隔又は使用前に必要な応じて校正若しくは検証、又はその両方を行い、その記録を維持すること。</p> <p>② 機器の調整及び必要に応じ再調整すること。</p> <p>③ 校正状態を明確にするために識別をすること。</p> <p>④ 測定結果が無効となる操作ができないようにすること。</p> <p>⑤ 取扱い、保守、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。</p> <p>(3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務・加工施設すべてに対して適切な処置を行うこと。</p>	<p>2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>2 の 2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>2 の 3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>(1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 (2) 設備の承認及び要員の適格性確認 (3) 所定の方法及び手順の適用 (4) 記録に関する要求事項 (5) 妥当性の再確認</p> <p>3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・埋設施設を識別する。</p> <p>3 の 2 各職位は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・埋設施設の状態を識別する。</p> <p>3 の 3 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・埋設施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。</p> <p>4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。</p> <p>5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>(監視機器及び測定機器の管理) 第 3 条の 8 の 6 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>1 の 2 各職位は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。</p> <p>(2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(3) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>(4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・埋設施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を</p>	<p>2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>2 の 2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>2 の 3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>(1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 (2) 設備の承認及び要員の適格性確認 (3) 所定の方法及び手順の適用 (4) 記録に関する要求事項 (5) 妥当性の再確認</p> <p>3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別する。</p> <p>3 の 2 各職位は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・廃棄物管理施設の状態を識別する。</p> <p>3 の 3 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。</p> <p>4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。</p> <p>5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>(監視機器及び測定機器の管理) 第 3 条の 8 の 6 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>1 の 2 各職位は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。</p> <p>(2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(3) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>(4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。</p> <p>(内部監査) 第 13 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」、「安全・品質本部 内部監査要領」及び「再処理事業部 品質監査要領」を定め、文書化する。 監査は、年 1 回以上行うものとする。 (1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項</p> <p>2 監査室長は、安全・品質本部、事業部及び技術本部から独立した監査を行うため、前項の規定に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画を策定して監査を実施する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。</p> <p>4 監査室長は、第 2 項の監査の結果及び前項の措置を社長に報告する。ただし、監査室長の監査に係る報告は、監査室に属さない監査員が行う。 5 監査室長は、監査員として必要な教育を受けた者で、対象となる業務を実施した者以外の者に、第 2 項の監査を実施させる。</p> <p>3 前項の監査を受けた職位は、不適合が判明した場合及び予防処置を要すると判断した場合は、「監査室 内部監査要則」に基づき必要な措置を講じるとともに、監査室長に報告する。</p>	<p>また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。</p> <p>(内部監査) 第 25 条 監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室 内部監査要則」を作成する。</p> <p>(1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施、記録の作成及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項</p> <p>2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。</p> <p>3 前項の内部監査において検出された改善を要する事項については、その監査対象業務を実施した各職位が計画を策定し、改善を実施する。</p>	<p>維持する。</p> <p>1 の 4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>第 6 節 評価及び改善 (一般) 第 3 条の 9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>(監視及び測定) 第 3 条の 9 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。</p> <p>2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、安全・品質本部長は、自らが所管する業務について、事業部長は、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及びセンター長が所管する保安に関する業務について、それぞれ品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、年 1 回以上、内部監査を実施する。 なお、内部監査の実施にあたっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、埋設規則第 13 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 2 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。 (2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。 (3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。 2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長は、監査及びその結果の記録を維持する。 2 の 5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するため</p>	<p>の記録を維持する。</p> <p>1 の 4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>第 6 節 評価及び改善 (一般) 第 3 条の 9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>(監視及び測定) 第 3 条の 9 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。</p> <p>2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、安全・品質本部長は、自らが所管する業務について、また、安全管理部長は、事業部長が統括する保安に係る業務について、それぞれ品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするため、年 1 回以上、内部監査を実施する。</p> <p>なお、内部監査の実施にあたっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、管理規則第 26 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 2 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び安全管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。 (2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。 (3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。 2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び安全管理部長は、監査及びその結果の記録を維持する。 2 の 5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するため</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。</p> <p>(1) 次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。</p> <p>① 検出された不適合を除去するための処置をとる。 ② 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、リリース又は合格と判定することを正式に許可する。 ③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(2) 不適合の性質の記録及び不適合に対してとった処置の記録を維持する。</p> <p>(3) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 再処理施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、不適合の内容を公開する。</p>	<p>(検査及び試験) 第 24 条 事業部長は管理責任者として、各課長に第 51 条に定める施設定期自主検査により加工施設の健全性を確認させるに当たり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。 (2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。 (3) 検査及び試験が完了するまでは、当該機器を使用させないこと。 ただし、各課長が承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(不適合管理) 第 26 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。</p> <p>2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 (2) 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、次工程への引渡し又は合格と判断することを正式に許可する。 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 加工施設の保安の向上を図る観点から、保安に関する不適合の情報について公開する。</p>	<p>に遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。</p> <p>3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。 3 の 2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 3 の 3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>4 各職位は、埋設施設の要求事項が満たされていることを検証するために、埋設施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。</p> <p>4 の 2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>4 の 3 各職位は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を、記録する。</p> <p>4 の 4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該埋設施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>(不適合管理) 第 3 条の 9 の 3 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>1 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>1 の 3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 (2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>1 の 5 監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。 1 の 4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>1 の 6 各職位は、埋設施設の保安の向上を図る観点から、事業部長が定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）へ登録することにより公開する。</p> <p>(データの分析) 第 3 条の 9 の 4 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性及</p>	<p>に遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。</p> <p>3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。 3 の 2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 3 の 3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>4 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物管理施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。</p> <p>4 の 2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>4 の 3 各職位は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を、記録する。</p> <p>4 の 4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該廃棄物管理施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>(不適合管理) 第 3 条の 9 の 3 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>1 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>1 の 3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 (2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>1 の 5 監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。 1 の 4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>1 の 6 各職位は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、「再処理事業部 不適合等管理要領」に定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）に登録することにより公開する。</p> <p>(データの分析) 第 3 条の 9 の 4 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性及</p>

再処理施設 (30 次改正：2019.10.4)	濃縮・埋設事業所 加工施設 (46 次改正：2020.3.23)	廃棄物埋設施設 (22 次改正：2019.2.1)	廃棄物管理施設 (22 次改正：2019.2.1)
<p>第 4 条の 3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程（以下「JEAC4111-2009」という。）に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。</p> <p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。</p> <p>(1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施 (5) とった処置の結果の記録 (6) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。</p> <p>(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p> <p>3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。</p>	<p>（品質マネジメントシステムの継続的な改善）</p> <p>第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。 なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。</p> <p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。</p> <p>2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施 (5) 採った処置の結果の記録 (6) 採った是正処置の有効性のレビュー</p> <p>3 予防処置に関する文書には、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。</p>	<p>び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>1 の 2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>(1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (2) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合 (3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び埋設施設の、特性及び傾向 (4) 供給者の能力</p> <p>（改善）</p> <p>第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>2 の 2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</p> <p>(1) 不適合のレビュー (2) 不適合の原因の特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施 (5) とった処置の結果の記録 (6) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</p> <p>(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p> <p>3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>3 の 2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確</p>	<p>び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>1 の 2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>(1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合 (3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の、特性及び傾向 (4) 供給者の能力</p> <p>（改善）</p> <p>第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>2 の 2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。</p> <p>(1) 不適合のレビュー (2) 不適合の原因の特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施 (5) とった処置の結果の記録 (6) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</p> <p>(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p> <p>3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>3 の 2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立</p>

<b>再処理施設</b> (30 次改正 : 2019.10.4)	<b>濃縮・埋設事業所 加工施設</b> (46 次改正 : 2020.3.23)	<b>廃棄物埋設施設</b> (22 次改正 : 2019.2.1)	<b>廃棄物管理施設</b> (22 次改正 : 2019.2.1)
<p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定            (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価            (3) 必要な処置の決定及び実施            (4) とった処置の結果の記録            (5) とった予防処置の有効性のレビュー</p> <p>4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、第 2 項に定める事象以外の事象について蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため必要に応じて実施する根本原因分析の方法及び体制について、第 2 項の各号を満たすように定める</p> <p>5 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。</p>	<p>(1) 不適合及びその原因の特定            (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価            (3) 必要な処置の決定及び実施            (4) 採った処置の結果の記録            (5) 採った予防処置の有効性のレビュー</p> <p>4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、是正処置及び予防処置を行わせる。</p> <p>5 前項の予防処置には、加工施設の保安活動の実施によって得られた知見のみならず、必要に応じ他の施設から得られた知見により、不適合の発生を予防するために必要な処置を含めること。</p>	<p>立する。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定            (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価            (3) 必要な処置の決定及び実施            (4) とった処置の結果の記録            (5) とった予防処置の有効性のレビュー</p> <p>3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定            (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価            (3) 必要な処置の決定及び実施            (4) とった処置の結果の記録            (5) とった予防処置の有効性のレビュー</p> <p>3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こりうる不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</p>